

## (2015.6)「年金裁判」について

いま全日本年金者組合が中心になって「年金引き下げ違憲訴訟」(年金裁判)が取り組まれています。

鳥取県をはじめ、全国で1981人が提訴(5/29日現在)。6月以降も含めると約3000人の原告となる予定です。

### ★今なぜ年金裁判なのか

2012年11月、民・自・公3党合意により、年金を2・5%(13年10月1%、14年4月1%、15年4月に0・5%)引き下げる法律を決めました。この引き下げは、10年以上前の1999年から2001年に物価が下がったのに据え置いた分を「返せ」という年金受給者の実態を見ない不当な決定でした。年金者組合は、この年金削減を不当とする不服審査請求(12万6千余)と再審査請求(2万5千余)を提起しましたが、却下されました。その理由たるや「法律で決まっているので、不満を述べているのにすぎない」という許しがたいものなのです。

### ★年金裁判で何を争うのか

裁判では、直接的には2013年10月に実施された「特例水準の解消を理由とする年金1%削減の処分取り消し」を争います。同時に「特例水準」=もらい過ぎを理由とした年金削減の違法性・違憲性を暴き、年金削減の取り消しを求めます。

年金裁判では、「争点」として「①憲法25条(生存権)違反」「②憲法13条(幸福追求権)違反」および「③憲法29条(財産権)違反」「法に基づく政令は、裁量権を逸脱し違法である」などが考えられています。

### ★裁判と署名の取り組みを

年金者組合では、年金裁判の取り組みとともに「若い人も高齢者も安心できる年金制度を！」の100万署名運動にも取り組んでいます。

いま、国会では戦争法案の審議が進められています。他方で年金を始め医療、介護、生活保護、など国民生活の破壊も襲いかかっています。私たちの年金裁判や署名の取り組みは、「戦争法案」に反対し「戦争する国づくり」阻止の闘いの一環でもあるのです。

年金者組合 川崎みなみ支部

支部長 小山武

### **憲法 25 条(生存権)**

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### **憲法 13 条(幸福追求権)**

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### **憲法 29 条(財産権)**

財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。